

総務省の研究開発における
知的財産権等の扱いについて

平成16年1月21日
総務省

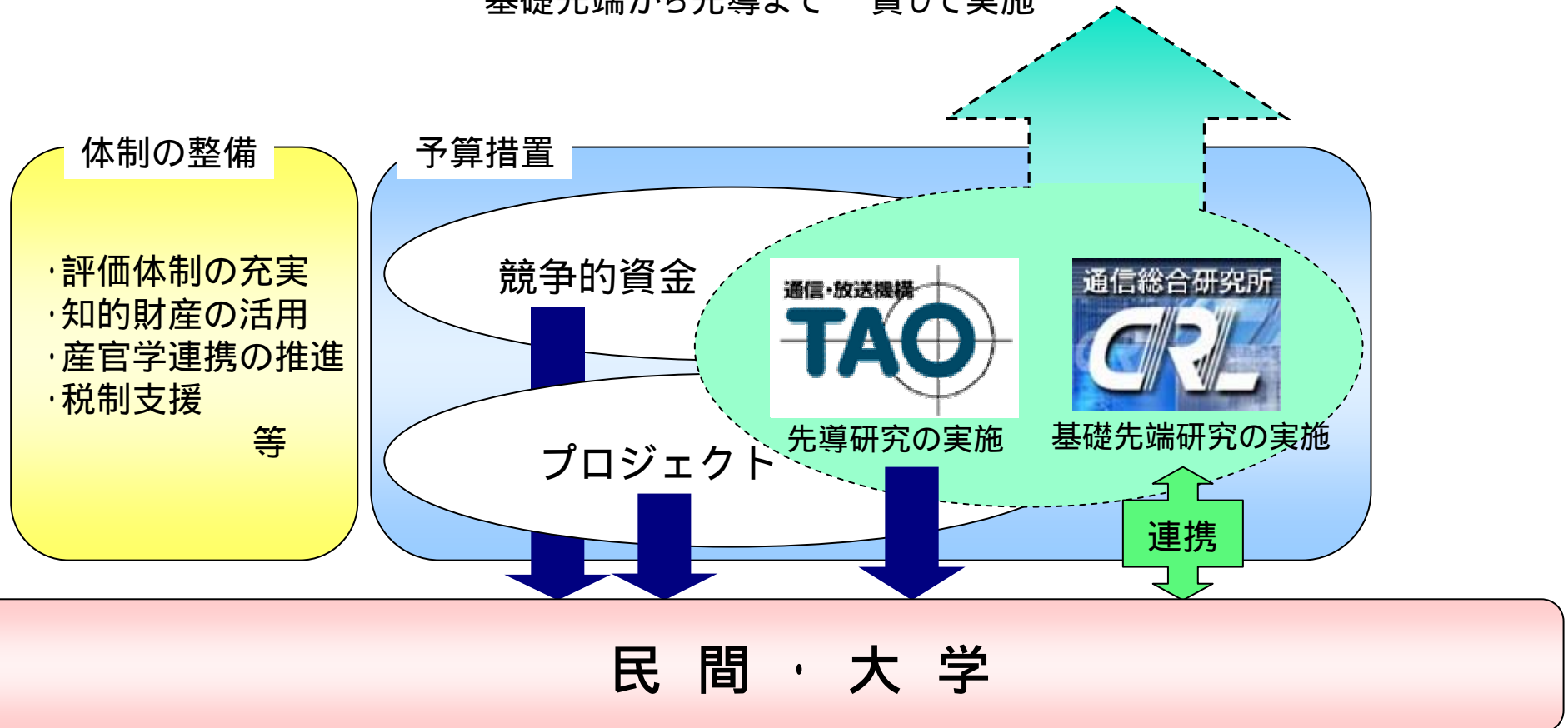
総務省における研究開発の体制

MPHPT

情報通信研究機構
(2004.4 CRLとTAO統合)

NICT

基礎先端から先導まで 一貫して実施



研究成果の帰属先等に係る規定

知的財産権の帰属等の現状

- ほぼ全ての権利を研究機関帰属として規定
(特許権、意匠権、プログラム等の著作権、ノウハウ、等)
- 知的財産権以外の、その他研究成果物については
規程を準備中
- 日本版バイ・ドール規程を全ての委託研究に適用
(総務本省及び研究機関からの研究開発委託制度)

(注)NICT発足前であるので、CRLの規定をもとに作成。以下同。

研究者へのインセンティブ

知的財産関係

- 報奨金
特許実施料の35%を研究者に支給
- 報奨金対象
職員だけでなく全ての研究員や研修員にまで幅広く適用
- 起業する場合
1/2まで買い上げ可能、優先実施権を付与

プレベンチャー制度

- 製品化直前のプロトタイプ開発等を、本来業務として
起業前に専念することが可能

産学官連携への対応

TLO設置

- 試験研究独立行政法人におけるTLO認定にかかる規程を整備
- 本年4月NICT発足に伴いTLOを認定予定

共同研究の規定

- 共同研究規程により、対応済み
(研究成果の帰属、実施、守秘義務、等)
- 共同研究契約における契約書の雛形の提示
- 理事長の判断により、柔軟な対応が可能